

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【経済産業省】

- | | | |
|---|---|------------------------|
| 1 | ※確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の容認
〔個人住民税〕 | A
(国税と同条件) |
| 2 | 電気供給業者に対する課税標準の算定にあたって、ガス供給業者よりガスの供給を受けて電気を供給する場合の当該ガスに対する支払額相当額を控除する制度
〔事業税〕 | D |
| 3 | 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置の創設
〔法人住民税、住民税（利子割）、事業税〕 | F |
| 4 | 軽油先物取引の適正かつ円滑な実施のための軽油引取税に係る所要の措置
〔軽油引取税〕 | A |
| 5 | ※グループ法人税制の整備等
〔法人住民税、事業税〕
①グループ内取引の課税繰延べ、大法人の子会社の中小ステータスの見直し、連結欠損金の制限緩和

②上記以外の項目 | —

①の処理を前提に
A |
| 6 | ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設
〔法人住民税、事業税〕 | — |
| 7 | ※金融所得課税の一元化（検討事項）
〔個人住民税〕 | |
| 8 | 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更（検討事項）
〔事業税（外形）〕 | |

- 9 ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更（検討事項）
〔事業税（外形）〕
- 10 自動車関係諸税の簡素化（検討事項） 〔自動車関係諸税〕
- 11 償却資産に対する固定資産税のあり方の検討（検討事項）
〔固定資産税〕
- 12 事業所税のあり方の検討（検討事項） 〔事業所税〕
- 13 ※情報基盤強化税制 〔法人住民税、事業税〕 D
- 14 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防
止共済制度の掛金に係るもの） 〔法人住民税、事業税〕 A
(国税と同条件)
- 15 小規模企業共済制度の加入対象者の拡大 〔個人住民税〕 A
(国税と同条件)
- 16 太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充
〔固定資産税〕 D
- 17 ※自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加
(1) 自動車取得税
・エコカー減税の取扱い
・エコカー減税等の対象に中量車を追加
(2) 自動車税
—
B
D
- 18 ※自動車税のグリーン税制の拡充及び延長 〔自動車税〕
①適用期限の延長 C
②クリーンディーゼル乗用車の追加 D
③プラグインハイブリッド自動車の追加 A

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

19 外形標準課税の資本割の課税標準特例の恒久的措置 〔事業税（外形）〕	無償増資にも 対応することを 前提に A
20 ガス供給業に対する課税標準の算定にあたって「自由化対象需要 家向けの託送料金」を控除する特例の恒久的措置 〔事業税〕	A (3年)
21 ※国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制） 〔法人住民税、事業税〕	A (国税と同条件)
22 ※特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン 税制）〔法人住民税、事業税〕	B (国税と同条件)
23 鉱業所得の課税の特例制度の適用期限の拡充・延長（探鉱準備金 又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別 控除（減耗控除制度））〔法人住民税〕	
①採掘収入金額の範囲、国内鉱業者及び海外自主開発法人の 要件等について、所要の見直しを行うこと。	F
②適用期限を3年延長すること。	A
24 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入の廃止 〔法人住民税、事業税〕	—
25 中小企業者等の法人税率の特例〔法人住民税〕	—
26 ※低燃費車に係る課税標準の特例措置の延長 〔自動車取得税〕	—
27 ※住宅に係る省エネ改修促進税制の延長〔固定資産税〕	今後1年間で新 築住宅特例の見 直しと併せて検 討していくこと を条件に A
28 ※公害防止用設備に対する課税標準の特例〔固定資産税〕	B

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | |
|---|---------------|
| 29 ※廃棄物再生処理用設備に対する課税標準の特例措置
〔固定資産税〕 | B |
| 30 ※中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 〔法人住民税〕 | C |
| 31 海外投資等損失準備金制度 〔法人住民税〕 | A
(国税と同条件) |
| 32 保険会社等の異常危険準備金 〔法人住民税、事業税〕 | |
| ①火災共済に係る積立率を2%（現行：2.5%）に引き下げる
こと。 | A |
| ②火災共済に係る積立率の特例（平成5年4月1日から平成22年
3月31日までの間は、積立率を5%とする措置）について、
上記①を前提に、積立率を4%（現行：2%）として、適
用期限を2年延長すること。 | D |
| 33 ※中小企業投資促進税制の延長 〔法人住民税、事業税〕 | C |
| 34 ※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の延長 〔法人住民税、事業税〕 | C |
| 35 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長
〔法人住民税、事業税〕 | A |
| 36 交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）の延
長 〔法人住民税、事業税〕 | A |
| 37 軽油引取税の暫定税率廃止に伴う、販売業者が所持する軽油手持
品在庫に係る調整措置の実施 〔軽油引取税〕 | A |

既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

【経済産業省】

- | | | |
|---|---|---------------|
| 1 | 公害防止用設備に対する課税標準の特例の対象設備の縮減・廃止
〔固定資産税〕 | X |
| 2 | 廃棄物再生処理用設備に対する課税標準の特例の対象設備の縮減・廃止〔固定資産税〕 | X |
| 3 | ※情報基盤強化税制〔法人住民税、事業税〕 | Y |
| 4 | 保険会社の異常危険準備金〔法人住民税、事業税〕
①火災共済に係る積立率を2%（現行：2.5%）に引き下げること。
②火災共済に係る積立率の特例（平成5年4月1日から平成22年3月31日までの間は、積立率を5%とする措置）について、上記①を前提に、積立率を4%とすること。 | X
Y |
| 5 | エネルギー需給構造改革推進投資促進税制
〔法人住民税、事業税〕
①その他の石油代替エネルギー利用設備等から地方ガス天然ガス化設備等を除外すること。
②新エネルギー利用設備等にバイオガス利用設備を追加すること。
③エネルギー有効利用付加設備等に燃料電池自動車等を追加すること。 | X
(国税と同条件) |
| 6 | 火薬類取締法上の義務として設置する保安用の土提、防爆壁に係る課税標準の特例の廃止〔固定資産税〕 | X |
| 7 | ※最新排ガス規制適合ディーゼル車の取得に係る特例措置の延長〔自動車取得税〕 | X |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | | |
|----|---|---------------|
| 8 | 日本電気計器検定所の業務の用に供する固定資産に対して課する
固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の廃止
〔固定資産税、都市計画税〕 | X |
| 9 | ※阪神・淡路大震災により被災した事業者の代替家屋に対する軽
減措置の廃止 〔不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕 | X |
| 10 | ※上場株式等の自己株の公開買付の場合のみなし配当課税の特例
〔個人住民税〕 | X
(国税と同条件) |

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【環境省】

- | | |
|--|---|
| 1 ※地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化
〔地球温暖化対策税〕 | — |
| 2 地域材等の木材の建築物への利用を推進するための税の減額措置
の創設 〔固定資産税〕 | F |
| 3 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄
附金制度の創設 〔法人住民税、事業税〕 | — |
| 4 ※自動車の保有に係る税率の特例措置（グリーン化）の拡充及び
延長 〔自動車税〕 | |
| ①適用期限の延長 | C |
| ②クリーンディーゼル乗用車の追加 | D |
| ③プラグインハイブリッド自動車の追加 | A |
| 5 ※自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加 | |
| （1）自動車取得税 | — |
| ・エコカー減税の取扱い | B |
| ・エコカー減税等の対象に中量車を追加 | D |
| （2）自動車税 | D |
| 6 ※住宅に係る省エネ改修促進税制の延長 〔固定資産税〕 | 今後1年間で新
築住宅特例の見
直しと併せて検
討していくこと
を条件に
A |
| 7 ※認定長期優良住宅に係る軽減措置の延長 | |
| （1）固定資産税 | 今後1年間で新
築住宅特例の見
直しと併せて検
討していくこと
を条件に
A |
| （2）不動産取得税 | A |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

8	※最新排出ガス規制適合ディーゼル車等（中古車）の取得に係る特例措置の延長〔自動車取得税〕	A
9	※一定の排ガス性能を有する低燃費車（中古車）の取得に係る課税標準の特例措置の延長〔自動車取得税〕	—
10	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の延長〔個人住民税、法人住民税、事業税〕	A
11	※廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕	
	①ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場、廃PCB等処理施設	A
	②廃石綿等熔融施設	特例率を1/6から1/3に縮減の上 A
	③上記に係る優良な更新施設	F
12	※廃棄物再生処理設備等に係る課税標準の特例措置延長〔固定資産税〕	B
13	廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置の延長〔事業所税〕	D
14	※公害防止用施設に対する課税標準の特例〔固定資産税〕	
	①汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）	B
	②土壌浄化施設	A
	③ばい煙処理施設、指定物質排出抑制施設、窒素酸化物燃焼改善設備、揮発性有機化合物排出抑制施設、ダイオキシン類排出削減施設、汚水処理施設（湖沼水質保全特別措置法関係）、地下水浄化施設、優良な更新施設	F
15	自然公園法及び自然環境保全法改正に伴う所要の措置〔個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、特別土地保有税〕	A
16	土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設に係る特別土地保有税の非課税の延長〔特別土地保有税〕	A

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

【環境省】

- | | |
|---|---|
| 1 P F I 選定事業者が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置の廃止〔不動産取得税、固定資産税〕 | X |
| 2 公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の縮減（15条3項関係）〔固定資産税〕 | X |
| 3 公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の縮減（15条4項関係）〔固定資産税〕 | X |
| 4 公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の縮減（15条7項関係）〔固定資産税〕 | X |
| 5 建設廃棄物の再資源化施設等に係る課税標準の特例措置の廃止〔固定資産税〕 | X |
| 6 廃棄物再生処理用設備に対する課税標準の特例措置の縮減〔固定資産税〕 | X |

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【国土交通省】

- | | |
|--|---|
| 1 環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設
〔法人住民税〕 | D |
| 2 建設市場開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設
〔個人住民税、法人住民税〕 | D |
| 3 都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設
〔不動産取得税〕 | F |
| 4 特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）に係る特例措置の創設
〔個人住民税、法人住民税、不動産取得税〕 | F |
| 5 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設
〔法人住民税、事業税〕 | — |
| 6 独立行政法人4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合等に伴う税制上の所要の措置
〔法人住民税、住民税（利子割）、事業税、不動産取得税、固定資産税等〕 | F |
| 7 特定地域における一般乗用旅客運送事業の適正化に伴う事業所税の非課税措置の創設
〔事業所税〕 | D |
| 8 外航日本人船員に係る住民税の軽減制度の創設
〔個人住民税〕 | D |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | | |
|----|--|--------------------|
| 9 | スーパー中樞港湾において指定会社等（民営化会社）が国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の特例措置の創設
〔固定資産税、都市計画税〕 | A |
| 10 | 独立行政法人海上災害防止センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設
〔不動産取得税、自動車取得税〕 | F |
| 11 | ※SPCの導管性要件の一部見直し
〔法人住民税、事業税〕 | B |
| 12 | 駅の乗継円滑化のための大規模改良工事により取得する鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充
〔固定資産税、都市計画税〕 | D
(既存措置も
廃止) |
| 13 | 鉄道軌道輸送高度化事業費補助金等を受けて取得する安全性向上設備に係る課税標準の特例措置の拡充
〔固定資産税〕 | D |
| 14 | ※環境性能に優れた自動車に対する税制の適用範囲の拡大
(1) 自動車取得税
・エコカー減税の取扱い
・エコカー減税等の対象に中量車を追加
(2) 自動車税 | —
B
D |
| 15 | スーパー中樞港湾において外貿埠頭公社から指定会社等（民営化会社）が取得するコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の拡充
〔固定資産税、都市計画税〕 | F |
| 16 | ※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充
〔固定資産税〕
①延長

②拡充 | A
(1年)

F |
| 17 | 駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕
①延長

②拡充 | A
(1年)

F |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

18 ※環境負荷の小さい自動車等に係る税率の特例措置の拡充及び延長〔自動車税〕	
①適用期限の延長	C
②クリーンディーゼル乗用車の追加	D
③プラグインハイブリッド自動車の追加	A
19 国内線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長〔固定資産税〕	C
20 住宅以外の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の延長〔不動産取得税〕	対象地域・対象用途を縮減の上 A (2年延長の上、廃止)
21 ※除害施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕	優良更新施設は対象から除外し、特例率を2/3から3/4に縮減の上 A
22 高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長〔不動産取得税〕	A
23 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕	特例率を1/2から2/3に縮減の上 A
24 ※認定長期優良住宅に係る軽減措置の延長 (1) 固定資産税	今後1年間で新築住宅特例の見直しと併せて検討していくことを条件に A
(2) 不動産取得税	A
25 ※住宅に係る省エネ改修促進税制の延長〔固定資産税〕	今後1年間で新築住宅特例の見直しと併せて検討していくことを条件に A

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

26 マンション建替事業に係る課税標準の特例措置の延長 〔不動産取得税〕	F
27 防災街区整備事業により従前の権利者に与えられる一定の規模の 防災施設建築物に対する特例措置の延長 〔固定資産税〕	A (1年)
28 ※新築住宅に対する固定資産税の減額措置の適用期限の延長 〔固定資産税〕	今後1年間で優良 ストック重視 への見直しを検 討していくこと を条件に A
29 新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置の延 長 〔不動産取得税〕	A
30 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税 の特例措置の延長 〔個人住民税〕	D
31 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の延長 〔個人住民税〕	B
32 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長 〔個人住民税〕	B
33 ※住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長 〔固定資産税〕	今後1年間で新 築住宅特例の見 直しと併せて検 討していくこと を条件に A
34 低床型路面電車に係る課税標準の特例措置の延長 〔固定資産税〕	A (1年)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | |
|---|------------------|
| 35 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税、都市計画税〕 | A |
| 36 補助を受けて整備する鉄軌道駅の耐震補強事業により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕 | A
(1年延長の上、廃止) |
| 37 J R貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕 | C |
| 38 J R貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために第三セクターから借り受ける鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕 | B |
| 39 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業により J R貨物が取得した家屋に係る課税標準の特例措置の延長〔不動産取得税〕 | A
(2年延長の上、廃止) |
| 40 ※低燃費かつ低排出ガス車に係る課税標準の特例措置の延長〔自動車取得税〕 | — |
| 41 ※最新排出ガス規制適合ディーゼル車に係る税率の特例措置の延長〔自動車取得税〕 | A |
| 42 バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る非課税措置の延長〔自動車取得税〕 | A |
| 43 ※中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度及び税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長〔法人住民税、事業税〕 | C |
| 44 外航用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕 | A
(恒久化) |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | |
|---|---|
| 45 スーパー中枢港湾において外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る課税標準の特例措置の延長
〔固定資産税、都市計画税〕 | 特例率を22・23年度は3/5、24年度は4/5等とした上
A
(3年延長の上、廃止) |
| 46 ※廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置の延長
〔固定資産税〕 | B |
| 47 成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産に係る課税標準の特例措置の延長
〔固定資産税、都市計画税〕 | 特例率を2/3から3/4に縮減の上
A |
| 48 東京国際空港（羽田空港）再拡張事業を推進するための国有資産等所在市町村交付金に係る特例措置の取得期限の延長
〔国有資産等所在市町村交付金〕 | A
(1年) |
| 49 ※地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
〔固定資産税〕 | D |
| 50 運輸事業振興助成交付金の継続
〔軽油引取税〕 | D |

既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

【国土交通省】

- | | |
|--|---------------|
| 1 建設廃棄物の再資源化施設等に係る課税標準の特例措置
〔固定資産税〕 | X |
| 2 まち再生促進税制における地区外転出者への課税の特例措置
〔不動産取得税〕 | Y |
| 3 土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転に伴い取得する住宅又は住宅用地に係る課税標準の特例措置
〔不動産取得税〕 | X |
| 4 給与所得者等が使用者から住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限〔個人住民税〕 | X
(国税と同条件) |
| 5 独立行政法人都市再生機構が不動産を取得する場合の課税標準の特例措置〔不動産取得税〕 | X |
| 6 ※阪神・淡路大震災の被災者が取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置〔不動産取得税〕 | X |
| 7 阪神・淡路大震災の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置〔固定資産税、都市計画税〕 | X |
| 8 阪神・淡路大震災の被災家屋に代わる代替家屋に係る軽減措置〔固定資産税、都市計画税〕 | X |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | | |
|----|---|---|
| 9 | 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道再生事業を実施する路線に係る非課税措置及び課税標準の特例措置、鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る非課税措置〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕 | X |
| 10 | 軽自動車検査協会の検査事務の用に供する固定資産の課税標準の特例措置〔固定資産税、都市計画税〕 | X |
| 11 | 小型船舶検査機構の業務用固定資産の課税標準の特例措置〔固定資産税、都市計画税〕 | X |
| 12 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の選定事業として整備される公共荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕 | X |
| 13 | 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税標準の特例措置（地附則33の3Ⅱ、租特法28の4Ⅲ②、租特令19Ⅸ①）の廃止〔個人住民税〕 | X |
| 14 | 短期譲渡所得の課税標準の特例措置（地附則35Ⅲ、租特法28の4Ⅲ②、租特令19Ⅸ①）の廃止〔個人住民税〕 | X |
| 15 | 国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置〔不動産取得税〕 | X |

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【文部科学省】

- | | |
|--|---|
| 1 図書館、博物館及び幼稚園を設置する民間団体に係る非課税措置の創設〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕 | D |
| 2 ※研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔法人住民税、事業税〕 | — |
| 3 高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等〔個人住民税、（徴収規定）〕 | E |
| 4 オリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者に対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充等〔個人住民税〕 | |
| ①現行のJOCの報償金とは別に競技統括団体の交付金品についても非課税対象に追加 | C |
| ②世界選手権優勝者に対するオリンピック競技統括団体の交付金品も非課税対象に追加 | F |
| ③現行のJOC報償金とともに恒久措置化 | C |
| 5 出入国管理及び難民認定法の改正による、在留資格「留学」と「就学」の一本化に伴う所要の措置〔不動産取得税〕 | A |
| 6 国立大学法人によるPFI事業に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕 | F |
| 7 家庭の教育費負担の軽減に資する特定扶養控除の維持〔個人住民税〕 | — |

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【農林水産省】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設〔法人住民税、事業税〕 | — |
| 2 | ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（農協共済）〔個人住民税〕 | B |
| 3 | ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（漁協共済）〔個人住民税〕 | B |
| 4 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づく一時金に対する所要の規定の整備〔個人住民税、（徴収規定）〕 | A |
| 5 | ※森林吸収源対策推進のための税制度の創設〔地球温暖化対策税〕 | — |
| 6 | ※金融所得課税の一元化（商品先物、商品ファンド）〔個人住民税〕 | G |
| 7 | ※個別金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ等（農協関係）〔法人住民税、事業税〕 | G |
| 8 | ※個別金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ等（漁協関係）〔法人住民税、事業税〕 | G |

- | | | |
|----|--|------------------|
| 9 | ※食品リサイクル法に基づく食品循環再生処理設備に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕 | B |
| 10 | バイオ燃料製造設備に係る課税標準の軽減措置の延長〔固定資産税〕 | A |
| 11 | ※試験研究費の増加額等に係る特別税額控除制度の延長（食品産業及び農薬製造業）〔法人住民税〕 | C |
| 12 | 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の延長（農協関係）〔法人住民税、事業税〕 | A |
| 13 | 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の延長（森林組合）〔法人住民税、事業税〕 | A |
| 14 | 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例の延長（漁協関係）〔法人住民税、事業税〕 | A |
| 15 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕 | B |
| 16 | 中核的卸売市場に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕 | A
(1年延長の上、廃止) |
| 17 | ※廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の延長（廃木材破砕・再生処理装置）〔固定資産税〕 | F |
| 18 | 農業振興地域の整備に関する法律による農業委員会のあっせん等により農用区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の延長〔不動産取得税〕 | F |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 19 ※公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の延長（農林水産
関連企業関係）〔固定資産税〕 **B**
- 20 ※公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の延長（畜産関
係）〔固定資産税〕 **B**

既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

【農林水産省】

- | | |
|--|---|
| 1 農業協同組合等が国の補助等を受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の延長〔不動産取得税〕 | X |
| 2 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業の実施により農用地区域内の農地等を取得した場合等の課税標準の特例措置の延長〔不動産取得税〕 | X |
| 3 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業を譲り受けることにより不動産を取得した場合の課税標準の特例措置の延長〔不動産取得税〕 | X |
| 4 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により農用地区域内の土地を取得した場合等の納税義務の免除措置の延長〔不動産取得税〕 | X |
| 5 ※新築住宅に対する税額の減額措置の延長〔固定資産税〕 | X |
| 6 農協等が新たに株式会社又は合同会社を設立するために不動産を現物出資した場合の非課税措置の延長〔不動産取得税、特別土地保有税〕 | X |
| 7 ※廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の延長（空びん洗浄処理装置）〔固定資産税〕 | X |
| 8 ※公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の延長（農林水産関連企業関係）〔固定資産税〕 | X |
| 9 ※公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の延長（畜産関係）〔固定資産税〕 | X |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【総務省】

- | | | |
|---|--|----------------------------------|
| 1 | ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔法人住民税、事業税〕 | — |
| 2 | 地縁による団体（自治会・町内会等）に係る非課税措置の創設〔不動産取得税〕 | A |
| 3 | 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充〔法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、自動車税等〕 | 他の地方公共団体から承継した業務のみを行うものに限って
A |
| 4 | ブロードバンドによる情報格差解消税制（次世代ブロードバンド基盤を構築する施設に係る課税標準の特例措置）の延長・拡充〔固定資産税〕 | A
（1年延長の上、廃止） |
| 5 | ※情報基盤強化税制の拡充及び延長〔法人住民税、事業税〕 | D |
| 6 | ※中小企業者等の試験研究費に係る特例措置〔法人住民税〕 | C |
| 7 | ※中小企業投資促進税制の延長〔法人住民税、事業税〕 | C |
| 8 | ※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長〔法人住民税、事業税〕 | C |
| 9 | 合併市町村における課税免除又は不均一課税等の特例措置の延長〔個人住民税、法人住民税、固定資産税、事業所税等〕 | E |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

【総務省】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の縮減〔固定資産税〕 | X |
| 2 | 広帯域加入者網を構成する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の縮減〔固定資産税〕 | X |
| 3 | 電気通信システム信頼性高度化に必要な電気通信設備に係る課税標準の特例措置の廃止〔固定資産税〕 | X |
| 4 | 日本消防検定協会の業務用資産に対する課税標準の特例措置の廃止〔固定資産税、都市計画税〕 | X |

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【厚生労働省】

- | | | |
|---|--|--------------------|
| 1 | 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設
〔個人住民税、（徴収規定）〕 | E |
| 2 | 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設
〔個人住民税、（徴収規定）〕 | E |
| 3 | 独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に
必要な非課税措置の創設等
〔法人住民税、住民税（利子割）、事業税、不動産取得税、固定
資産税等〕 | 法案の
成立を前提に
A |
| 4 | たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ
〔地方たばこ税〕 | — |
| 5 | 老人福祉施設等に係る非課税措置の創設
〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕 | F |
| 6 | 国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置〔国民健康保険税〕
①課税限度額の引き上げ
②減額基準割合の緩和
③非自発的失業者の税負担の軽減 | A
A
E |
| 7 | ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄
附金制度の創設
〔法人住民税、事業税〕 | — |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | | |
|----|--|---------------|
| 8 | 独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設
〔法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税等〕 | |
| ① | (独) 国立健康・栄養研究所と(独) 医薬基盤研究所の統合 | E |
| ② | (独) 労働安全衛生総合研究所と(独) 労働者健康福祉機構
の統合 | E |
| ③ | (独) 雇用・能力開発機構の廃止に伴う業務の移管 | E |
| ④ | (独) 国立病院機構の役職員の非公務員化 | E |
| 9 | ※確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等
〔個人住民税、法人住民税、事業税〕 | A
(国税と同条件) |
| 10 | ※特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(タックスヘイブン
税制) 〔法人住民税、事業税〕 | B
(国税と同条件) |
| 11 | ※国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制)
〔法人住民税、事業税〕 | A
(国税と同条件) |
| 12 | 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充
〔個人住民税、(徴収規定)〕 | E |
| 13 | 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置
〔個人住民税、(徴収規定)〕 | E |
| 14 | 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充
〔個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産
税、事業所税、(徴収規定)〕 | A |
| 15 | 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る
税制上の特例措置の拡充
〔法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税〕 | A |
| 16 | 同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度
への加入 〔個人住民税、法人住民税、事業税〕 | A
(国税と同条件) |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

17 ※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充 〔固定資産税〕	
①延長	A (1年)
②拡充	F
18 ※病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の延長及び拡充 〔固定資産税〕	D
19 ※情報基盤強化税制の適用期限の延長及び拡充 〔法人住民税、事業税〕	D
20 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長 〔不動産取得税〕	B
21 ※中小企業投資促進税制の適用期限の延長 〔法人住民税、事業税〕	C
22 ※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 〔法人住民税、事業税〕	C
23 と畜場における設備に係る課税標準の特例措置の延長 〔固定資産税〕	D
24 ※住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長 〔固定資産税〕	今後1年間で新築住宅特例の見直しと併せて検討していくことを条件に A
25 ※新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長 〔固定資産税〕	今後1年間で優良ストック重視への見直しを検討・協議していくことを条件に A

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | |
|--|---|
| 26 ※公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長
〔固定資産税〕 | |
| ①指定物質排出抑制施設 | A |
| ②地下水浄化施設 | F |
| 27 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕 | G |
| 28 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続
〔事業税〕 | G |
| 29 パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置
〔個人住民税〕 | C |

既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

【厚生労働省】

- | | | |
|---|--|---------------|
| 1 | ※勤労者が使用者等から住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的
利益等に関する課税特例措置の適用期限の延長
〔個人住民税〕 | X
(国税と同条件) |
| 2 | ※情報基盤強化税制〔法人住民税、事業税〕 | Y |

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【金融庁】

- | | | |
|---|---|---------------|
| 1 | ※金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置
〔個人住民税〕 | |
| | ①金融所得課税の一体化の範囲拡大 | G |
| | ②特定口座の活用（外国株式の配当等に係る源泉徴収義務者
の変更） | A |
| 2 | 少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化
〔個人住民税〕 | P |
| 3 | 上場株式等の特定口座への預け入れに係る所要の税制措置
〔個人住民税〕 | A
(国税と同条件) |
| 4 | 日本版預託証券（Japanese Depositary Receipt）等に係る所要
の税制措置 〔個人住民税〕 | B |
| 5 | 生命保険料控除の対象契約の拡大（少額短期保険業者と締結した
保険契約の追加） 〔個人住民税〕 | D |
| 6 | ※確定拠出年金に係る拠出制限の緩和 〔個人住民税〕 | A
(国税と同条件) |
| 7 | 外国子会社合算税制に係る二重課税排除措置の整備
〔法人住民税、事業税〕 | B |
| 8 | ※個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ
〔法人住民税、事業税〕 | G |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

9	※グループ法人税制の整備等〔法人住民税、事業税〕	
	①グループ内取引の課税繰延べ、大法人の子会社の中小ステータスの見直し、連結欠損金の制限緩和	—
	②上記以外の項目	①の適正処理を前提に A
10	信託受益権の質的分割（複層化）に係る税制上の所要の措置〔個人住民税、法人住民税、事業税〕	G
11	上場株式等の取得費の特例に関する所要の税制措置〔個人住民税〕	D
12	上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税に係る所要の税制措置〔個人住民税〕	A (国税と同条件)
13	※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現〔個人住民税〕	
	①生命保険料控除の改組	B
	②個人年金保険料控除の対象に損保年金を追加	D
14	外国組合員に対する課税の特例に関する所要の措置〔法人住民税、事業税〕	A (国税と同条件)
15	※特定目的会社の導管性要件である特定社債の国内50%超募集要件の見直し〔法人住民税、事業税〕	B
16	火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長〔法人住民税〕	D
17	保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持〔事業税〕	A

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【内閣府】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔法人住民税、事業税〕 | — |
| 2 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施される公共施設等の整備等に係る非課税措置の創設〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕 | C |
| 3 | ※地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長〔固定資産税〕 | D |
| 4 | ※認定特定非営利活動法人に対する税制上の特例措置の拡充及び延長〔法人住民税、事業税〕 | — |

既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

【内閣府】

- | | | |
|----------------------------------|-------------|---|
| 1 地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置 | 〔個人住民税〕 | X |
| 2 地域における再チャレンジ支援事業の促進に係る税制上の特例措置 | 〔法人住民税、事業税〕 | X |

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【外務省】

- 1 ※認定特定非営利活動法人に対する税制上の特例措置の拡充・延長〔法人住民税、事業税〕 一

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【財務省】

- 1 ※金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置
〔個人住民税〕 **G**

- 2 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設
〔法人住民税、事業税〕 **—**

平成22年度税制改正「要望にない項目等」一覧（地方税）

（個人住民税関係）

- 1 個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金の特例の整備
- 2 保険契約の範囲の明確化